

茨城県警察本部訓令第10号

茨城県警察庁舎管理に関する訓令を次のように定める。

令和6年11月29日

茨城県警察本部長 滝澤 幹 滋

茨城県警察庁舎管理に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、茨城県警察の庁舎の保全及び秩序の維持のため、庁舎の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 庁舎 本部庁舎、本部所属庁舎及び警察署庁舎をいう。
- (2) 本部庁舎 茨城県警察本部のうち水戸市笠原町978番6に所在する建物及びこれに附属する工作物をいう。
- (3) 本部所属庁舎 本部庁舎以外の茨城県警察本部の建物（茨城県警察本部が事務の用に供する目的で借り受け、又は使用の許可を受けているものを含む。）及び茨城県警察学校の建物並びにこれらに附属する工作物及びこれらの敷地をいう。
- (4) 警察署庁舎 警察署（分庁舎並びに地区交番、交番、駐在所及び警備派出所を含む。）の建物（茨城県警察本部が事務の用に供する目的で借り受け、又は使用の許可を受けているものを含む。）並びにこれに附属する工作物及びその敷地をいう。

(職員の責務)

第3条 職員は、庁舎における秩序の維持、火災及び盗難の防止並びに美観の保持に努めなければならない。

(庁舎管理者)

第4条 庁舎の管理に関する事務を行わせるため、庁舎に庁舎管理者を置く。

2 庁舎管理者は、別表の左欄に掲げる庁舎の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる者をもって充てる。

3 庁舎管理者に事故あるときは、あらかじめ庁舎管理者の指定する職員がその事務を代行する。

(立入りの禁止)

第5条 庁舎管理者は、次に掲げる者に対しては、庁舎への立入りを禁止するものとする。

- (1) 集団で威力を示して立ち入ろうとする者
- (2) 正当な理由なく、危険又は危害を及ぼすおそれがあると認められる物品を携帯する者
- (3) 公務を妨害し、又は他人に迷惑をかける者
- (4) その他庁舎の秩序を乱すおそれがあると認められる者

(立入りの規制)

第6条 庁舎管理者は、庁舎において次に掲げる行為を行おうとする者に対しては、庁舎管理上支障がない場合に限り、必要な条件を付して立入りを許可することができるものとする。

- (1) 多数で立ち入る行為
- (2) 寄附金品の募集をする行為
- (3) 印刷物その他文書図画を掲示し、又は配布する行為
- (4) 物品の販売その他の商行為
- (5) 撮影又は録音をする行為
- (6) その他警察業務との関連がなく庁舎を利用する行為

(警告等)

第7条 庁舎管理者は、庁舎において次に掲げる行為を行う者に対して、警告を発し、当該行為を中止させるものとする。前条の許可を受けなかった者又は許可に付された条件に違反した者に対しても同様とする。

- (1) けん騒にわたる行為
- (2) 面会を強要する行為
- (3) 通行の妨害となる行為
- (4) その他庁舎における秩序を乱し、又は事務を妨害する行為

(退去等)

第8条 庁舎管理者は、前条の警告に従わない者に対し、庁舎からの退去又は持込物がある場合における当該持込物の撤去その他必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。

2 庁舎管理者は、前項の規定により措置をとるべきことを命ずるときは、当該措置の内容を記載した退去命令書（別記様式）を相手方に交付し、若しくは提示し、又は口頭で通告するものとする。

（立入禁止の表示）

第9条 庁舎管理者は、所管の庁舎について、危険防止、秩序維持その他円滑な公務の遂行上必要がある場合は、立入禁止の表示をするものとする。

（特異事案に対する措置）

第10条 職員は、庁舎の管理に関し特異な事案を認知したときは、庁舎管理者への報告その他必要な措置を直ちにとらなければならない。

附 則

この訓令は、令和6年11月29日から施行する。

別表（第4条関係）

| 庁舎     |                       | 庁舎管理者        |
|--------|-----------------------|--------------|
| 本部庁舎   |                       | 警務部長         |
| 本部所属庁舎 | 水戸市元吉田町1012番の1に所在する庁舎 | 交通部交通機動隊長    |
|        | 下妻市下宮610番地1に所在する庁舎    | 交通部交通機動隊長    |
|        | 鉄道警察隊庁舎               | 地域部地域課長      |
|        | 航空隊庁舎                 | 警備部警備課長      |
|        | 上記以外の本部所属庁舎           | 当該本部所属庁舎の所属長 |
| 警察署庁舎  |                       | 警察署長         |

年 月 日

殿

（庁舎管理者）

長

退 去 命 令 書

庁舎の秩序を維持するため必要があるので、茨城県警察庁舎管理に関する訓令第 8 条の規定に基づき、直ちに \_\_\_\_\_ から退去することを命じます。

また、持込物がある場合には、直ちに撤去してください。撤去しない場合には、当方で撤去します。

備考 この命令書は、具体的な違反行為の形態に対応して適宜内容の修正を行うこと。